

「預金保険法の一部を改正する法律案」の概要

(住専債権に係る二次損失の処理等)

- 整理回収機構（RCC）による住専債権の回収については、平成23年12月を目途に完了するものとされている。したがって、
 - (1) 住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理
 - (2) 住専債権の回収を行っているRCCの今後の在り方についての整理が必要となる。

(1) 住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理

① 二次損失の処理

イ 平成8年の閣議了解及び住専処理法に即し、政府・民間金融機関が2分の1ずつ負担。

〔平成23年12月時点の二次損失の見込みは1.4兆円。
⇒政府・民間それぞれ0.7兆円。〕

ロ 政府負担分は、以下の資金を活用し、新たな財政措置を回避。

i) RCCの回収努力の成果である

a. 住専債権の簿価超回収益等

b. RCCの他勘定の利益 法

ii) 民間が設立した基金（新金融安定化基金）の運用益

ハ 民間負担分は、住専処理法の枠内で行われた民間内の調整を尊重。

⇒金融安定化拠出基金の運用益、同基金からRCCへの出資相当額、預金保険機構一般勘定からの繰入れにより対応。

② 残存債権の処理

基本的には売却処分。但し、善良な借り手に配慮するとともに、悪質な債務者に対して厳正な回収を継続するため、一部債権は売却せずRCCの他勘定へ移管（継続保有・回収）。法

(2) RCCの今後の在り方

① 破綻金融機関からの不良債権の買取・回収（継続）を中核とし、公的に求められる代替困難な機能に整理。（民間サービサー業務は廃止）

② 破綻処理の円滑化のため、承継銀行機能を付与。法

③ 民間金融機関の保有する反社等債権の買取・回収機能を付与。法

(3) その他の措置

① 破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備。法

② 預金保険機構の役員の任期が満了しても、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う旨の規定整備。法

預金保険法の一部を改正する法律案の概要

趣旨 整理回収機構による住専債権の回収は、平成23年12月を目途に完了するものとされている。



住専処理を終結させるとともに、これに伴い関連業務が終了する整理回収機構の機能の見直し等を行う。

(1) 住専処理を終結させるための措置

① 住専債権の回収に係る二次損失の処理

➢ 新たな財政措置を回避しつつ、住専債権の回収に係る二次損失を処理するため、整理回収機構の他勘定の利益を活用。

(参考) 二次損失は、平成8年の閣議了解及び住専処理法に即し、政府・民間金融機関が2分の1ずつ負担。政府負担分は、上記の利益のほか、整理回収機構の回収努力の結果である住専債権の簿価超回収益、民間が設立した基金の運用益等を活用。

② 住専勘定に残存する住専債権の処理

➢ 基本的には売却処分。但し、善良な借り手に配慮するとともに、悪質な債務者に対して厳正な回収を継続するため、残存する住専債権を整理回収機構内の他勘定に移管。

移管後も、引き続き、預金保険機構の財産調査権を活用できるようにするための規定等を整備。

(2) 整理回収機構の機能の見直し

① より柔軟で効率的な破綻処理を可能とするため、協定銀行に承継銀行機能を付与。(承継銀行を別途設立することが不要)

② 金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて、金融システム全体の安定化を図るため、反社等債権の買取・回収を預金保険機構の業務に追加。(協定銀行に委託するとともに、預金保険機構の財産調査権等を整備)

(3) その他の措置

① 破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備。

② 預金保険機構の役員の任期が満了しても、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う旨の規定整備。

預金保険法の一部を改正する 法律案に係る説明資料

平成 23 年 4 月
金融 融 庁

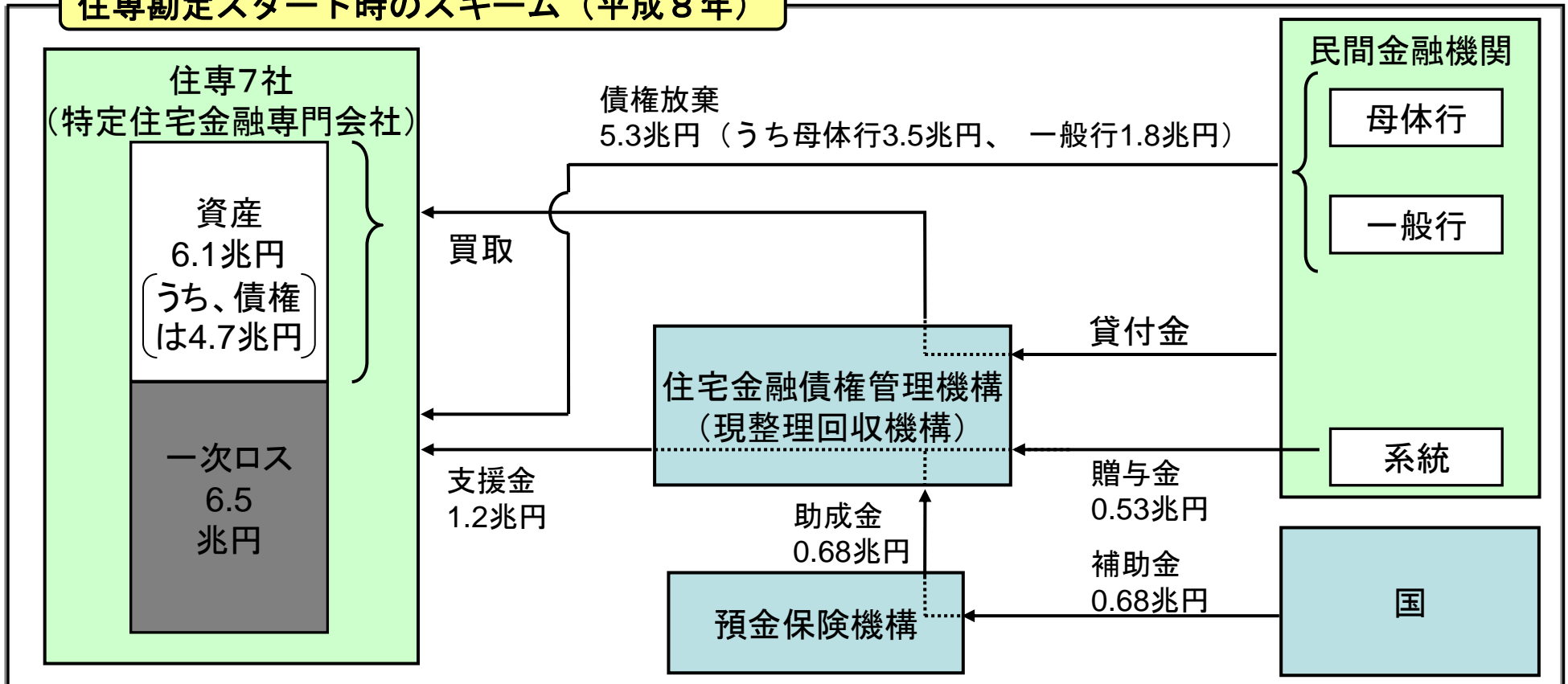
目 次

1. 住専問題の経緯	1
2. 住専処理を終結させるための措置	
(1) 住専債権の二次損失の処理	2
(2) 住専勘定に残存する住専債権の処理	3
3. 整理回収機構の機能の見直し	
(1) 整理回収機構の機能の見直しの全体像	4
(2) 協定銀行への承継銀行機能の付与	5
(3) 協定銀行への反社等債権の買取・回収機能の付与	6
4. その他の措置	7
5. 施行スケジュール	7

住専問題の経緯

- 住専とは、「住宅金融専門会社」の略称で、元々は個人向け住宅ローンのために金融機関等の共同出資により設立された。いわゆるバブル経済の下、銀行や農林系金融機関の融資を受け、不動産業向け融資を急速に拡大した。バブル崩壊後、住専の不良債権は膨らみ、住専7社を整理した場合の損失は巨額となるため、金融システムを混乱させないためには、どう住専を処理すべきかが問題となった。
- 平成7年12月「住専問題の具体的な処理方策について」閣議決定
- 平成8年1月「住専処理方策の具体化について」閣議了解
損失が生じた場合には、政府・民間の共同の責任で処理することとし、政府の負担は2分の1とする。
- 平成8年6月「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」成立

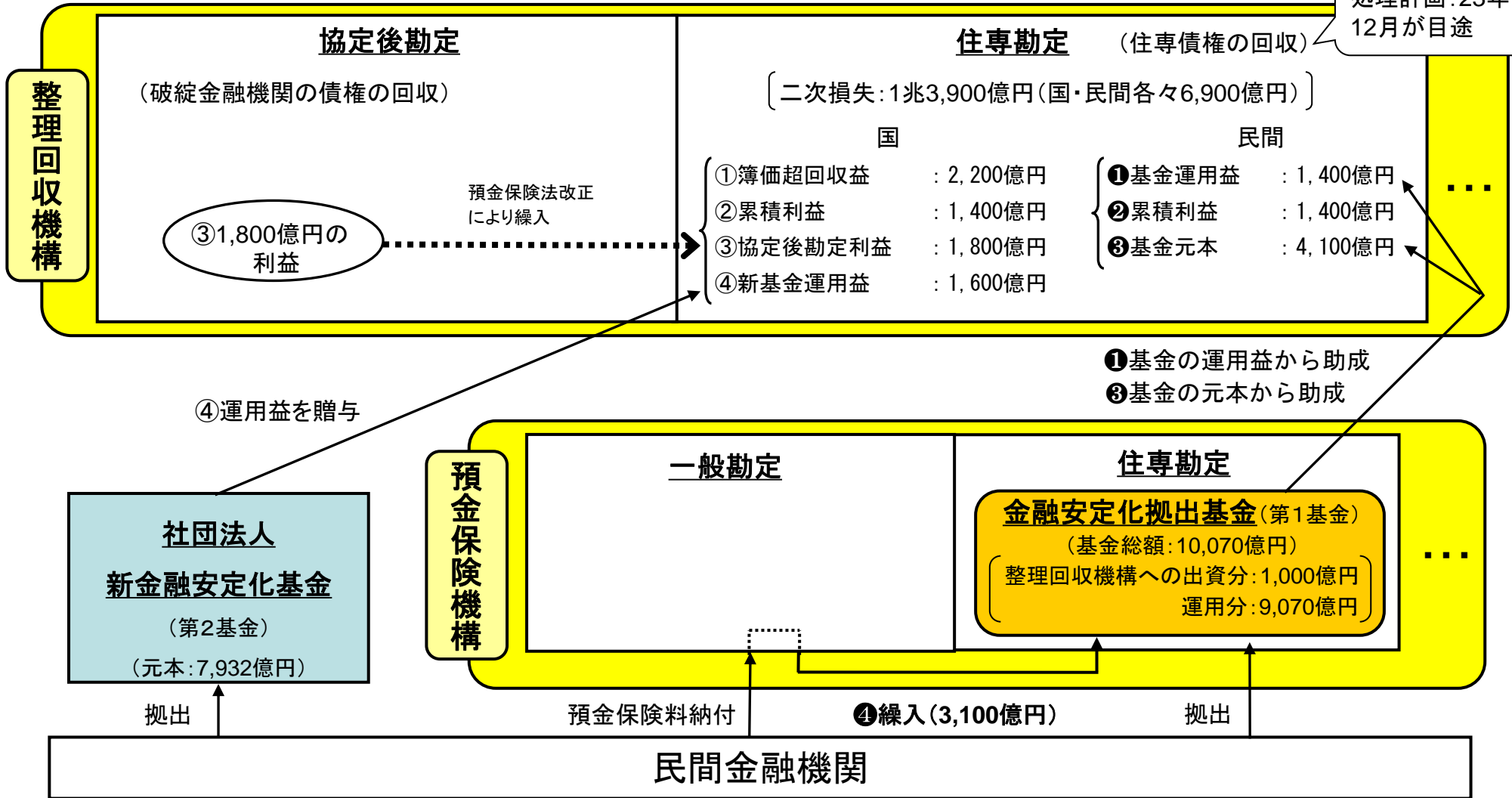
住専勘定スタート時のスキーム（平成8年）



住専債権の二次損失の処理

- 住専債権の回収に伴い生じた二次損失は、当初の方針どおり、政府・民間金融機関が2分の1ずつ負担
- 平成23年12月時点の二次損失は、約1兆3,900億円となる見込み
- 政府負担分については、関係する資金を活用し、新たな財政措置を回避
- 民間負担分については、金融安定化拠出基金の運用益、金融安定化拠出基金から整理回収機構への出資相当額、預金保険機構一般勘定からの繰入れにより対応

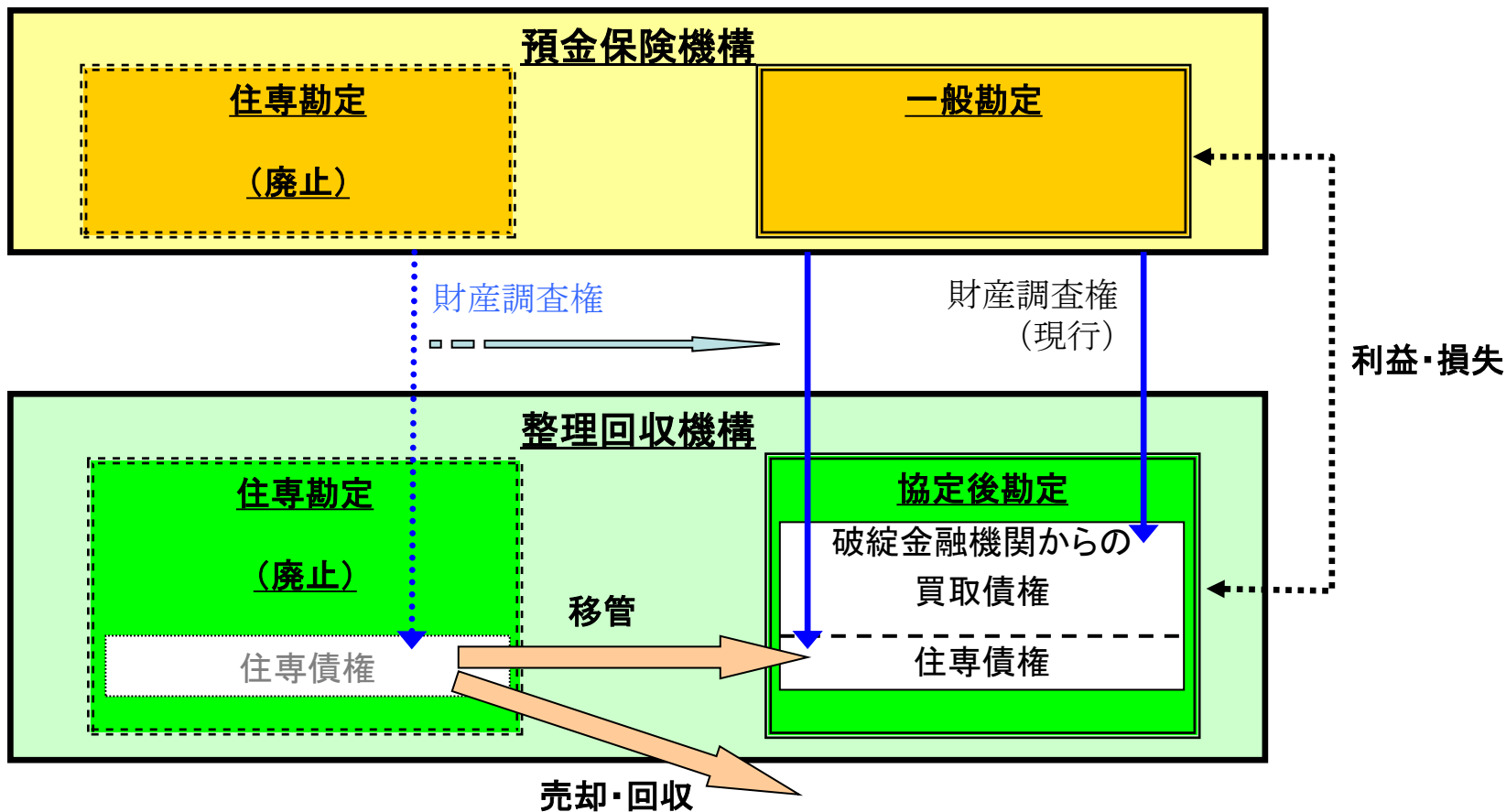
処理計画: 23年12月が目途



※ 計数の変動があり得る。

住専勘定に残存する住専債権の処理

- 整理回収機構住専勘定に残存する債権の一部を整理回収機構内の他勘定（協定後勘定）へ移管
 - 住宅ローン債権等；善良な借り手に配慮する観点から、債務者が外部売却を希望しない場合には整理回収機構が継続保有
 - 暴力団向け反社債権等；悪質な債務者に対して厳正な回収を継続する観点から、整理回収機構が継続保有
- 移管後の債権についても、引き続き、預金保険機構の財産調査権を活用できるようにするための規定を整備
 - ※ 財産調査権は、財産の隠蔽のおそれのある場合等、債務者等の財産の実態解明が特に必要と認められるときに、預金保険機構が立入調査等を行う権限（債務者等が財産調査を妨げた場合には罰則）。
- 移管後の債権の回収から生じる損益は、預金保険機構一般勘定に帰属



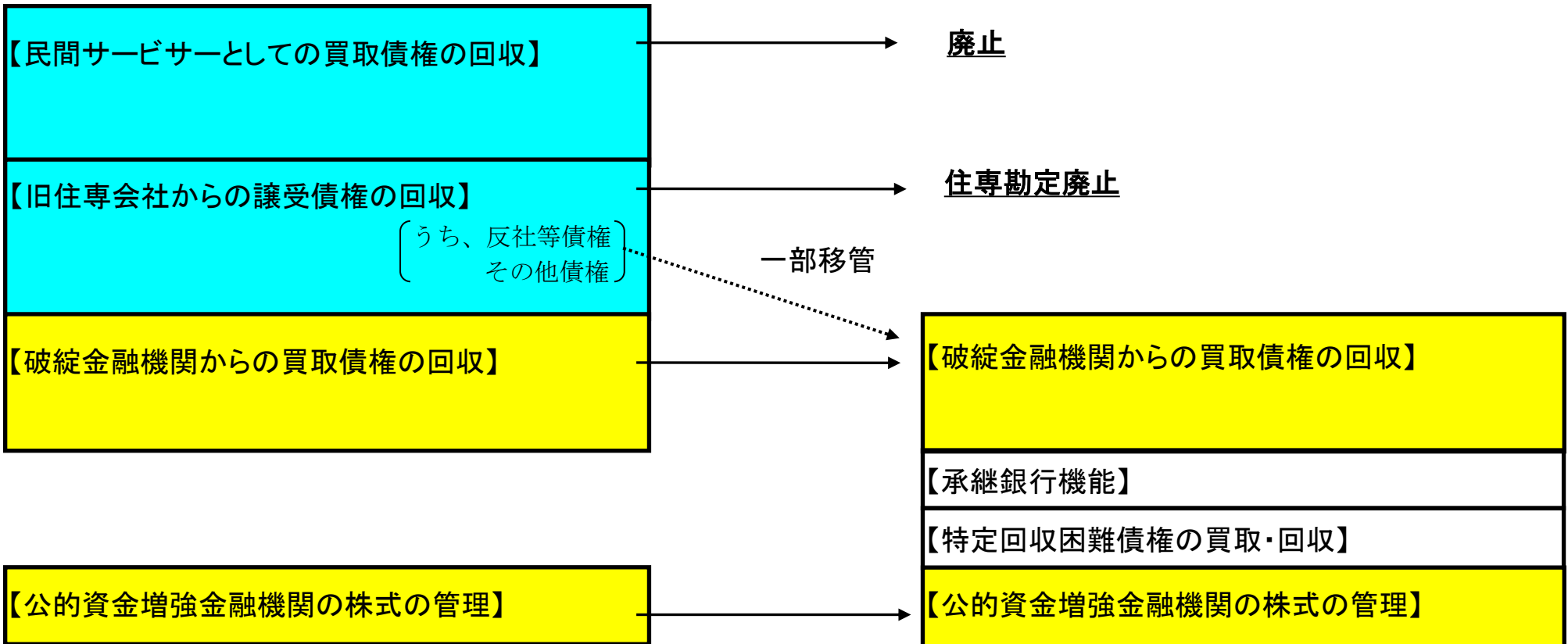
整理回収機構の機能の見直し<全体像>

- 住専処理の終結により住専関連業務が終了する整理回収機構の業務について、
 - ・ 公的に求められる代替困難な機能に整理し、民間サービサー業務は廃止。
 - ・ 破綻処理の円滑化のため、承継銀行機能を付与。
 - ・ 反社等に対する厳正な回収を行うため、民間金融機関の保有する反社等債権の買取・回収機能を付与。

現行



改正案



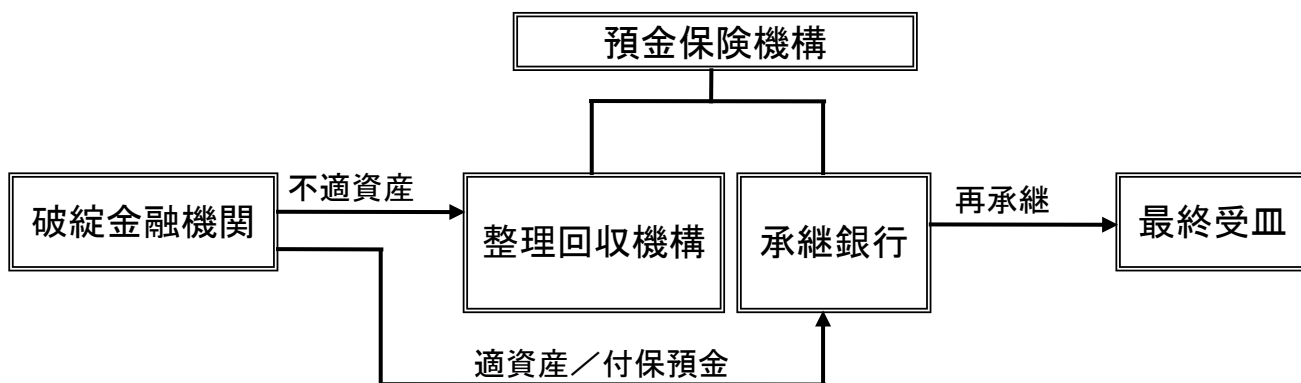
協定銀行への承継銀行機能の付与

○ 現行の承継銀行制度に加え、より柔軟で効率的な破綻処理を可能とするため、破綻金融機関ごとに適資産・付保預金を譲り受けるための勘定（承継勘定）を協定銀行に設け、破綻金融機関から業務を承継することを可能とする。

(注1) 協定銀行とは、預金保険機構との協定に基づき、破綻金融機関からの資産買取・回収等を行う銀行。

(注2) 承継銀行とは、破綻金融機関から適資産・付保預金を譲り受け、最終受皿金融機関に引き継ぐまでの間、事業の維持・継続を図る銀行。

現行ブリッジバンク制度

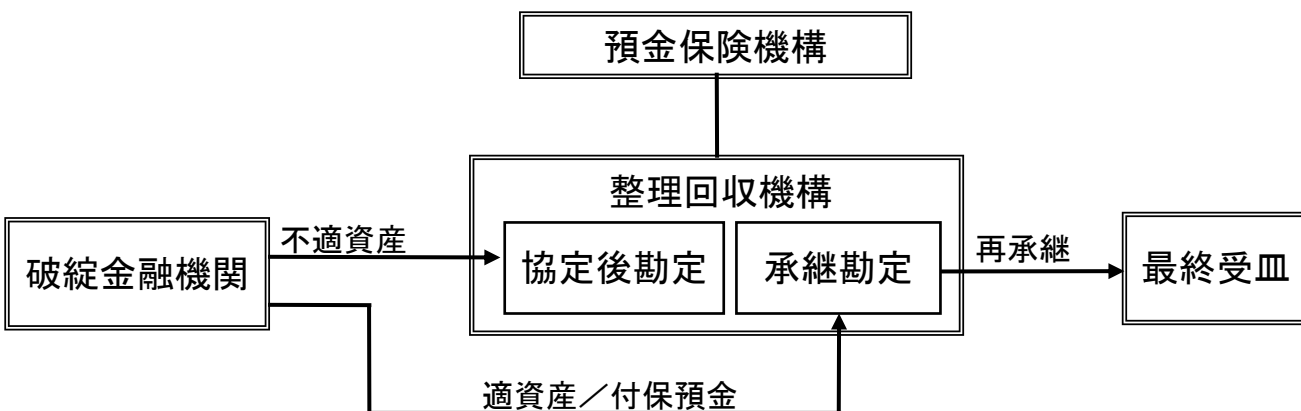


● 承継銀行の存続期限は、破綻日から最大3年。平時より破綻に備えて予備の承継銀行を設立する必要。

(注) 定額保護下では、破綻の翌月曜日から営業を再開するためには、あらかじめ承継銀行を設立しておく必要。

○ 最終受皿への再承継に関して、多様な方法（事業譲渡、株式取得、合併）を選択可能。

今般の改正案で追加する方式



○ 整理回収機構には3年という存続期限はないため、破綻に備えてあらかじめ承継銀行を設立することが不要。

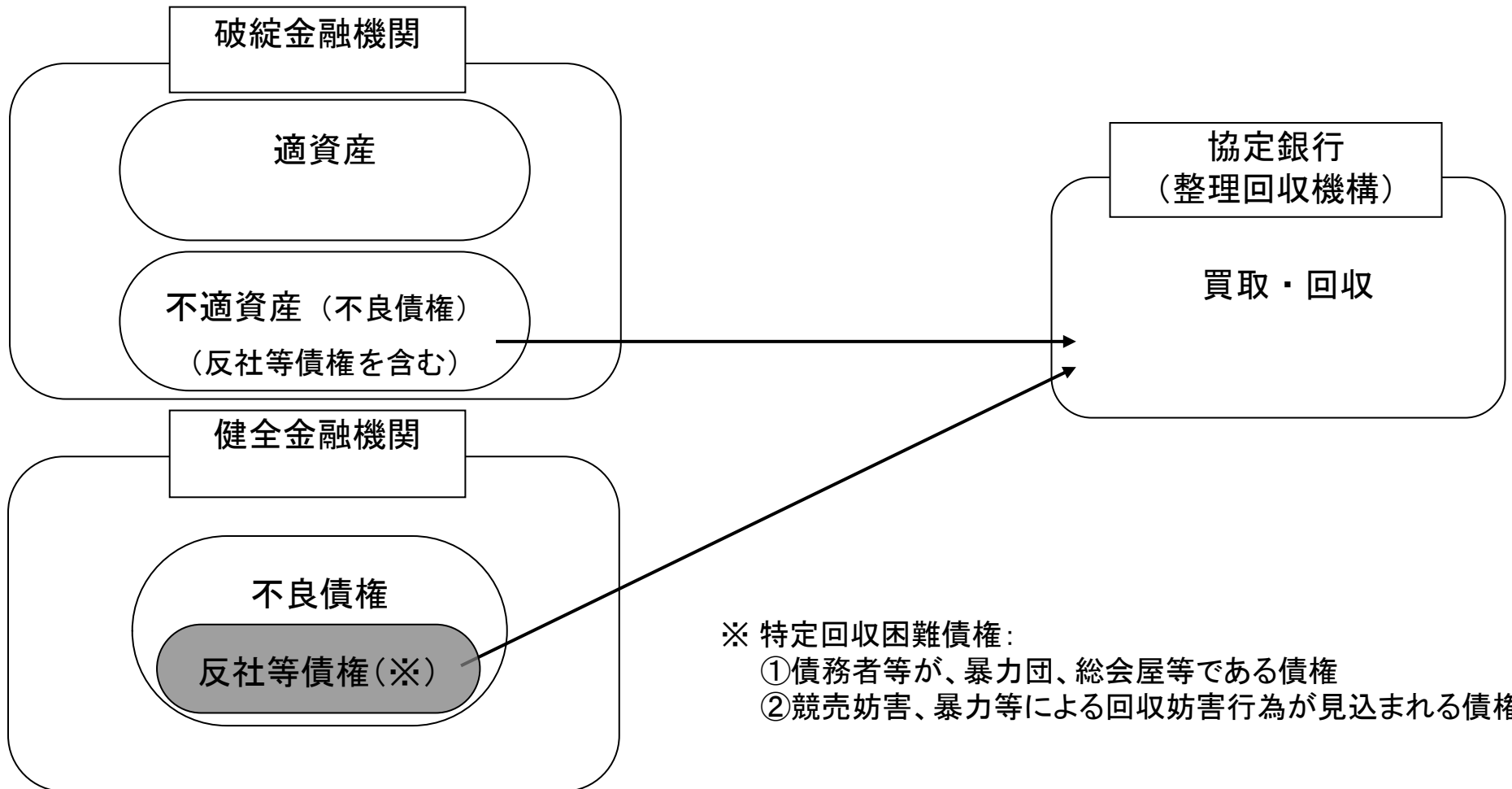
○ 平時における承継銀行の管理コストが不要。

○ 破綻が断続的に発生した場合でも、一つの機関で対応可能。

○ 整理回収機構が適資産も不適資産もともに保有することとなるため、譲り受ける資産について選択肢を広げることが容易となり得る。

協定銀行への反社等債権の買取・回収機能の付与

- 反社等との関係の遮断により、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて、金融システム全体の安定化を図るため、反社等債権（「特定回収困難債権」）の買取・回収を預金保険機構の業務とし、その業務を協定銀行に委託する制度を整備
- 当該業務を預金保険機構一般勘定で経理し、預金保険機構に財産調査権を付与



その他の措置

- 破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定を整備。
(金融機関に対し、平時より、万一の場合に備えた準備(マニュアル整備等)を義務付け)
- 預金保険機構が、金融危機への対応等、緊急性の高い業務を行っていることに鑑み、
役員の任期が満了しても、当該役員は、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う旨の規定
(職務継続規定)を整備。
(注1) 預金保険機構の役員の任命には、両議院の同意が必要。
(注2) 証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の委員については、同様の規定が整備されている。

施行スケジュール

- 整理回収機構による住専債権の回収は、平成23年12月を目途に完了するものとされていることを踏まえ、原則、公布後6か月以内に政令で定める日に施行。
- ただし、破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定については、
金融機関の対応に一定の準備期間が必要であることを踏まえ、公布後1年以内に政令で定める日に施行。